

京情審答申第81号
平成24年10月9日

京都府知事 山田 啓二 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年12月20日付け3用第302号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年11月7日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成19年3月19日付けあっせん申請書の別添資料一式」（以下「本件公文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対応する公文書として、「平成19年3月19日付けあっせん申請書の別添資料」を特定するとともに、平成23年11月18日、条例第10条第1項の規定により別紙のとおり公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成23年11月29日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成23年12月20日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第6条第1号の該当性について

個人の氏名及び住所は、全て公開しなければ公文書として用いることができない。

測量士登録番号及び氏名は、測量士が測量したものの法律的根拠を示すものであり、真偽の判断をするためには、提出の測量図に記載された測量士登録番号及び氏名は開示すべきである。

2 条例第6条第6号の該当性について

乙訓土木事務所内会議室で同所次長が要望書に押印した個人印の印影は、公務に使われたものであり、京都府情報公開条例第6条第6号に該当しない。また、全ての印影が出ていなければ要望書の真偽が判断できない他、公文書にはならない。

3 実施機関に対する意見

一刻も早く事業を再開し、土地の買収をされたい。

第5 実施機関の説明の要旨

1 条例第6条第1号の該当性について

個人の氏名は、地権者並びにその関係人及び隣接土地所有者のものが記載されており、住所に関しては地権者のものである。両者ともに個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると考えられるので、条例第6条第1号に該当する。

測量士登録番号及び氏名が記載されている実測図原図は、乙訓土木事務所が地権者との間で公共事業用地の買収について任意交渉を行うために作成したものであり、測量士登録番号及び氏名を記載する法的義務はない。

また、測量業者については、測量法に基づき国土地理院の登録を受ける必要があり、登録された業者は、一定の情報が公衆の閲覧に供される。

しかし、測量士登録番号及び氏名は、公衆の閲覧に供される情報に含まれておらず、さらに、国土地理院から測量士登録番号及び氏名は非公開にされたいとの回答を得ている。

以上より、測量士登録番号及び氏名は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると考えられるので、条例第6条第1号に該当する。

2 条例第6条第6号の該当性について

個人印の印影は、地権者及びその関係人（以下、「地権者等」という。）のもの並びに京都府乙訓土木事務所次長のものがある。地権者等のものに関しては、複写することにより個人の財産が侵害されるおそれがあるので、条例第6条第6号に該当する。

京都府乙訓土木事務所次長の印影については公開している。

よって、異議申立人の当該異議申立ては失当である。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。当審査会は、このような基本理念の通り、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとして非公開とした本件処分は妥当でない旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、地権者が京都府知事あてに送付した、平成19年

3

月19日付けあっせん申請書の別添資料一式である。

(2) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(3) 条例第6条第1号該当性について

個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、条例第6条第1号に該当する。

測量士登録番号についても、本件公文書に記載されている測量士は個人事業主ではなく、測量業者に勤務する者であり、測量士登録番号から個人が識別されるため、同様に条例第6条第1号に該当する。

(4) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等への不法な侵害や特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(5) 条例第6条第6号該当性について

個人印は、あらかじめ銀行に届けられている銀行取引印として使用されているものもあり、印影を複写することで他人に悪用され、個人の財産への不法な侵害のおそれがあると認められるため、条例第6条第6号に該当する。

なお、京都府乙訓土木事務所次長印に関しては、実施機関が既に公開している。

3 結 論

以上の理由から、個人の氏名及び住所並びに測量士登録番号並びに個人印の印影については異議申立ての理由がなく、京都府乙訓土木事務所次長の個人印の印影については、異議申立ての利益がない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(別紙)

用地あっせん案件事案における、非公開部分一覧

文書名	非公開部分
用地補償のあらまし	個人印の印影
要望書	個人印の印影
	個人の住所及び氏名
平面図	個人印の印影
用地実測図原図	個人印の印影
	測量士登録番号及び氏名
内容証明郵便(平成19年2月19日第10520号)	個人印の印影
	個人の住所及び氏名
物件等確認調書(2枚)	個人印の印影
	個人の氏名及び住所
	土地の所在地
図面	個人印の印影
内容証明郵便(平成19年2月22日第10626号)	個人印の印影
	個人の氏名及び住所
内容証明郵便(平成19年2月23日第10647号)	個人印の印影
	個人の氏名及び住所
納税通知書	個人印の印影
	個人の氏名、住所、所在地名、地番及び家屋番号
内容証明郵便(平成19年2月19日第10520号)に対する回答	個人印の印影
	個人の氏名、住所及び地番
法定外公共物占用等許可書(長岡京指令建土第2-117号)	個人印の印影
	個人の氏名、連絡先、住所及び地番
土地・家屋名寄帳(平成18年度、平成15年度分各2枚)	個人印の印影
	個人の氏名、住所、所在地名及び地番

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 12 月 20 日	諮問書の受理
平成 24 年 1 月 27 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 24 年 1 月 30 日	異議申立人の意見書の受理
平成 24 年 8 月 3 日	第 1 回 審査会
平成 24 年 8 月 27 日	第 2 回 審査会
平成 24 年 9 月 10 日	第 3 回 審査会
平成 24 年 10 月 9 日	答 申